

澁川市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

澁川市

目 次

I はじめに		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
II 強靱化の基本的な考え方		
1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	基本的な方針	4
III 本市の地域特性		
1	想定される災害	5
IV 脆弱性評価の実施		
1	脆弱性評価の考え方	6
2	対象とする自然災害	6
3	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	7
4	施策分野	9
5	起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価	9
V 強靱化の推進方針		
1	施策分野ごとの推進方針	10
VI 計画の推進と進捗管理		
1	施策の重点化	10
2	K P I（重要業績指標）の設定	11
3	施策の推進と進捗管理	11
【個別施策編】		
	「起きてはならない最悪の事態」ごとの分野別施策	13
	施策ごとの脆弱性評価（現状及び課題）及び施策の推進方針	21
	重要業績指標一覧	61

I はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災などの教訓を踏まえ、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。その上で、平成26年6月には、基本法の規定に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定したところです。

また、群馬県においては、基本法に基づき、国の基本計画との調和を保ちながら、本県における施策を総合的、計画的に推進するために、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところです。

本市では、これまで「渋川市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）を見直しながら、防災・減災対策の充実に努めてきました。しかし、今後想定される巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、災害に強く安心して暮らすことができる地域社会の構築への取り組みが重要となることから、国の基本計画及び県地域計画との調和を保ちながら、「渋川市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

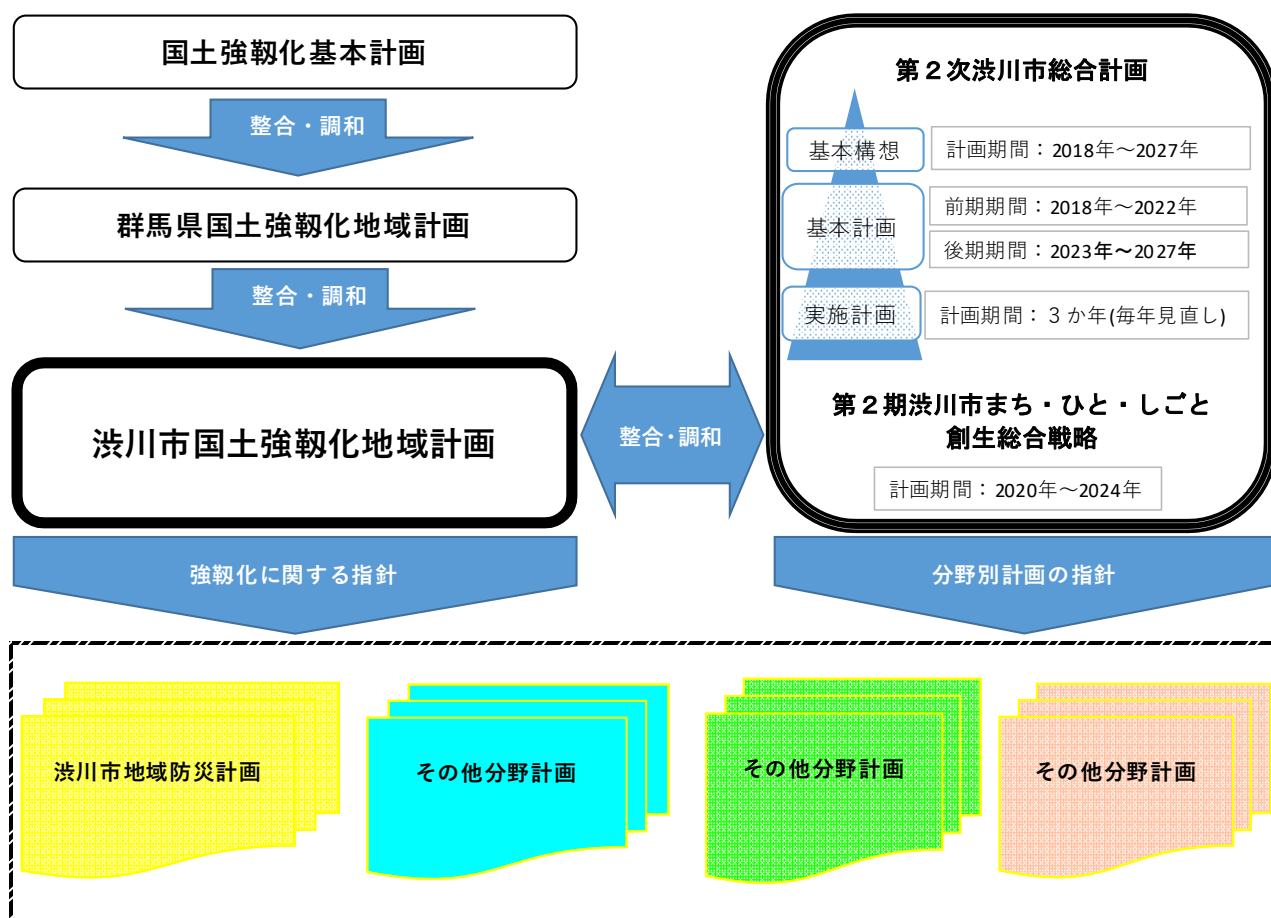
市地域計画は、基本法第13条に基づき策定する計画であり、本市における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

また、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との整合・調和を保つとともに、市政の基本方針である「第2次渋川市総合計画」（以下「市総合計画」という。）及び「第2期渋川市まち・ひと・しごと創世総合戦略」（以下「第2期市総合戦略」という。）とも整合・調和を図りながら、市防災計画をはじめとする本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

◎国土強靱化に関する計画の位置付けイメージ



◎国土強靱化地域計画と地域防災計画の違いと特徴

国土強靱化地域計画と地域防災計画は、災害対策という点では共通しますが、地域防災計画は、地震や豪雨など災害毎の対応について、災害発生時からの対応を策定した計画ですが、国土強靱化地域計画は、大規模自然災害に対してあらゆるリスクを見据えて、最悪の事態に陥ることを避けるための施策について、災害発生前から取り組むための計画で、各計画には次のような特徴があります。

区 分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
対象とする災害	大規模自然災害全般	大規模災害の種類毎
計画の発動時期	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の重点化	優先順位による重点化	特になし
計画の進行管理	P D C Aによる管理	特になし

3 計画期間

令和3年度を始期として、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

Ⅱ 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化にとどめること
- ④ 迅速な復旧・復興に取り組むこと

2 事前に備えるべき目標

前項「1 基本目標」を達成するために必要と考える、事前に備えるべき目標として、次の7項目の目標を設定します。

事前に備えるべき目標	① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
	② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
	③ 必要不可欠な行政機能は確保する
	④ 経済活動を機能不全に陥らせない
	⑤ ライフライン、燃料供給、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
	⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
	⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 基本的な方針

本市の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画及び県地域計画を踏まえて、次のとおりとします。

なお、本市の取組に当たっては、国や県、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

(1) 取組姿勢

- ① 本市の地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口減少や高齢者人口の増加など、あらゆる側面から検討し、取組にあたります。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 防災施設の整備、耐震化の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえて、財源の効率的な使用による施策の重点化を図ります。
- ② 社会資本の有効活用により費用を縮減するとともに、施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めて、施策を推進します。
- ③ 国や県の施策や民間資金の積極的な活用を図ります。

Ⅲ 本市の地域特性

1 想定される災害

本市の地形は、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に囲まれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね1400m以上となる起伏に富んだ地形を有しています。赤城山・榛名山麓付近は、火山噴出物による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われており、利根川・吾妻川沿いには関東ローム層で覆われている平地部分が存在していることから、液状化しやすい地形を有しています。このため、地震災害、風水害、雪害、火山災害といった自然災害の発生が想定されます。

（１）地震災害

本市には、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎－銚子構造線」があり、マグニチュード7.0程度の地震を発生させる可能性があり、また、この構造線上の地域は、揺れやすい地形構造になっているため、家屋に与える影響も懸念されます。

また、県内の活断層は、南部から北西部に向かい関東平野北西縁断層帯主部、東部には太田断層、さらに、北東部には片品川左岸断層があり、それぞれの地震により、本市も人的、物的被害を受ける可能性が指摘されており、特に、片品川左岸断層は、定期的に小規模な地震活動が見られます。

（２）風水害

本市の気象は、夏が蒸し暑く冬に晴天の多い太平洋側気候と気温の変化が大きい内陸性気候の両面を持っており、夏は雷雨が発生しやすく、冬は北寄りの季節風「からっ風」が強い傾向にあります。

風水害では、台風並びに梅雨前線及び秋雨前線による災害があり、夏季の集中豪雨による局地的な災害が発生しています。平成29年8月には、伊香保地区でダウンバーストによる大きな被害が発生しています。

（３）雪害

平成26年2月には、関東一円で大雪による被害が発生して、市内でも交通障害や建物の被害が発生しており、近年の降雪において、事業者を除雪作業を依頼するような降雪事案が発生しています。

（４）火山災害

常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火が想定されており、広範囲の火山灰等による被害が想定されます。

IV 脆弱性評価の実施

1 脆弱性評価の考え方

基本法第9条では、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとするとして規定されており、国の基本計画及び県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本市においても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が地域計画策定ガイドラインで示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価の手順】

手順①：「対象とする自然災害」を設定
手順②：「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
手順③：「施策分野」を設定して「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、これを回避するための施策の洗い出し
手順④：「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための現状分析・評価の実施

2 対象とする自然災害

国の基本計画及び県地域計画では、対象とする自然災害を「大規模自然災害全般」と想定しています。本市においても、「Ⅲ 本市の地域特性」に示したように、市防災計画において想定されている主な自然災害を中心に、「大規模自然災害全般」を対象に設定しました。

【市防災計画で想定している主な大規模自然災害】

地震災害		関東平野北西縁断層帯主部地震（M8.1、震度6弱）
風水害	水害	台風、集中豪雨等による洪水・浸水など大規模水害
	土砂災害	台風、集中豪雨等による大規模土砂災害
	暴風災害	台風、竜巻、突風等による大規模暴風災害
雪害		記録的な大雪等による大規模大雪災害
火山災害		常時観測火山の大規模噴火による大規模火山災害
その他災害		航空機災害、鉄道事故災害、道路事故災害、危険物等災害、大規模火災災害、林野火災等

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

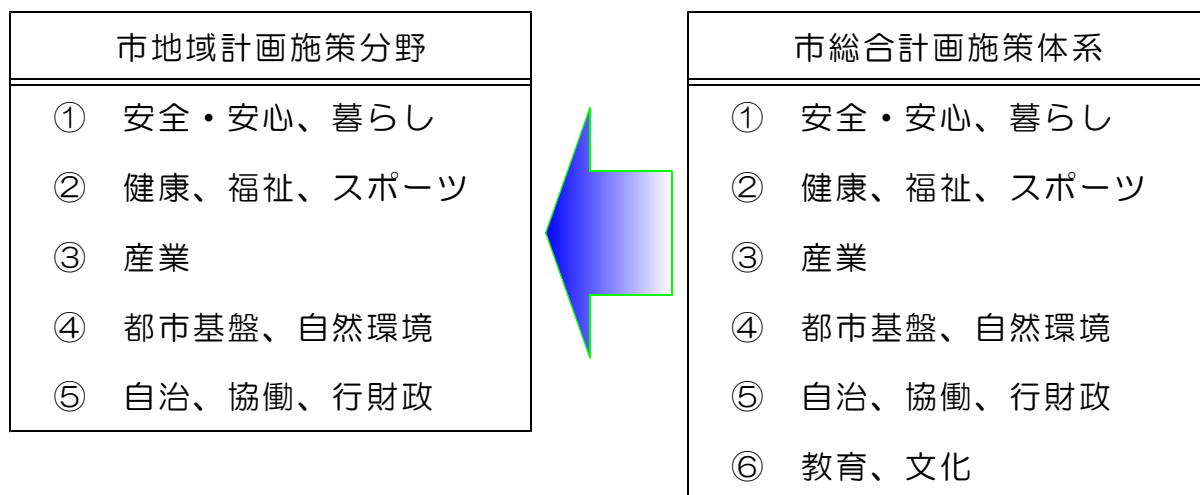
市地域計画では、国の基本計画及び県地域計画との調和に配慮しながら、本市の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1	地震による住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	火災による多数の死傷者の発生
		3	台風や豪雨に起因する、長期的な氾濫・浸水による多数の死傷者の発生
		4	大規模な火山噴火や土砂災害による多数の死傷者の発生
		5	災害時に活用する情報サービスの停止により、情報収集・伝達に支障が生じ、避難・救助が遅れる事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
		4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		2	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	ライフライン、燃料供給、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給の長期にわたる機能停止
		2	上水道等の長期にわたる機能停止
		3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
		4	地域交通ネットワークの長期にわたる分断や機能停止
6	制御不能な二次災害を発生させない	1	ため池等の損壊・機能不全による土砂流出などの二次災害の発生
		2	有害物質等の大規模拡散、流出による二次災害の発生
		3	農地・森林等の被害による二次災害
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	1	観光地に対する風評被害等による地域社会への影響
		2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		3	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態
		4	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

市地域計画では、県地域計画における施策分野との調和に配慮しながら、市総合計画の基本理念に基づくまちづくりの方向性を示した施策の大綱に基づく施策の体系から、効果的に強靱化を推進するため、5つの施策分野を設定しました。



5 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

「3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態」に記載しました24項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、それぞれの事態ごとに最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本市が取り組んでいる施策及び事業の進捗状況を踏まえた現状分析を行いました。

施策ごとの評価結果は、12ページから記載した【個別施策編】の「施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針」のとおりです。

V 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針の決定に当たっては、「Ⅳ 脆弱性評価の実施」結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態ごとに施策と、その目標指標を検討・整理するとともに、施策分野ごとに分類して推進方針を取りまとめました。

各分野における施策の推進に当たっては、それぞれの分野間に相互依存関係ができるため、適切な役割分担のもと、庁内関係部局間の連携・調整を図ることで、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮しました。

施策ごとの推進方針は、12ページから記載した【個別施策編】の「施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針」のとおりです。

VI 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、本市の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、国、県との調和、「第2次渋川市総合計画」及び「第2期渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の観点から、総合的に勘案して、重点施策を選定しました。

市地域計画施策分野	重点施策
① 安全・安心、暮らし	- 指定避難所等の整備 - 緊急情報の発信体制の整備 - 防災機能の強化、推進 - 住宅・建物等の耐震化
② 健康、福祉、スポーツ	- 感染症予防対策 - 災害時医療体制の整備
③ 産業	農業生産基盤の整備
④ 都市基盤、自然環境	- 空家等対策 - 都市機能の維持、強化 - 污水处理施設の長寿命化対策
⑤ 自治、協働、行財政	- 自主防災組織の活動支援 - 業務継続計画（BCP）の整備

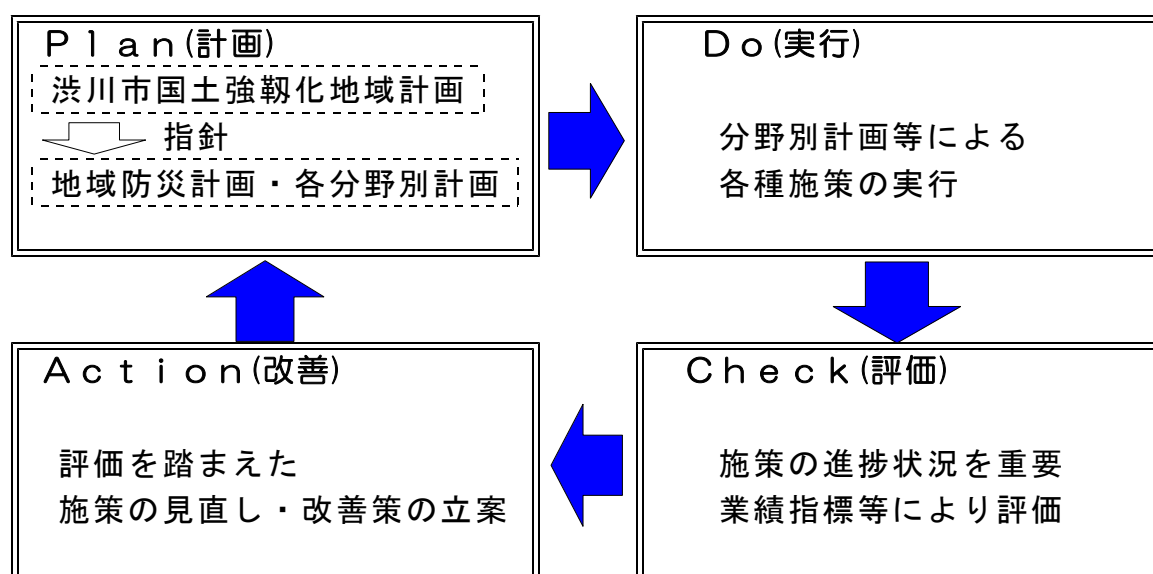
2 K P I（重要業績指標）の設定

国土強靱化地域計画は、災害に強い強靱な地域づくりを進める計画となることから、長期的な視点を持ちつつも、分野によっては1年ごとの成果を確認するという短期的な視点を持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことが必要になります。

このため、国や県が設定しているK P Iを参考として、地域の特性に応じた数値目標等を設定しました。

施策ごとの推進方針は、12ページから記載した【個別施策編】の「重要業績指標一覧」のとおりです。

3 施策の推進と進捗管理



【個別施策編】

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策	13
施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針	21
重要業績指標一覧	61

「起きてはならない最悪の事態」ごとの分野別施策

【1-1～1-5】

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	地震による住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
1	・指定避難所等の整備		○	21
7	・災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの整備			27
8	・避難路等の整備			28
10	・住宅・建物等の耐震化		○	30
11	・災害危険区域内の土砂災害対策の推進			31
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
19	・空家等対策		○	39
28	・被災建築物・被災住宅の応急危険度判定体制の整備			48
33	・教育施設の長寿命化対策（小中学校等）			53
34	・社会教育施設の長寿命化対策（公民館等）			54
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	火災による多数の死傷者の発生		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
1	・指定避難所の整備		○	21
8	・避難路等の整備			28
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
19	・空家等対策		○	39

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	台風や豪雨に起因する、長期的な氾濫・浸水による多数の死傷者の発生		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
1	・指定避難所の整備		○	21
2	・避難誘導體制の整備			22
7	・災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの整備			27
9	・防災機能の強化、推進		○	29
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
30	・災害リスクを勘案した集約型都市の実現			50
34	・社会教育施設の長寿命化対策（公民館等）			54
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4	大規模な火山噴火や土砂災害による多数の死傷者の発生		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
1	・指定避難所の整備		○	21
2	・避難誘導體制の整備			22
7	・災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの整備			27
9	・防災機能の強化、推進		○	29
11	・災害危険区域内の土砂災害対策の推進			31
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
29	・土砂等地盤災害予防対策の推進			49
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5	災害時に活用する情報サービスの停止により、情報収集・伝達に支障が生じ、避難・救助が遅れる事態		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
3	・緊急情報の発信体制の整備		○	23
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
20	・無線LAN環境整備			40

【2-1～2-5】

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施策		重点化	ページ
4	・防災備蓄の整備			24
13	・災害に強い安定供給が可能な強靱な水道の整備			33
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
31	・事業継続計画（上水道）の整備			51
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施策		重点化	ページ
5	・消防団の機能強化			25
6	・消防施設・装備の充実強化			26
8	・避難路等の整備			28
10	・住宅・建物等の耐震化		○	30
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
25	・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進			45
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施策		重点化	ページ
4	・防災備蓄の整備			24
13	・災害に強い安定供給が可能な強靱な水道の整備			33
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
8	・事業継続計画（上水道）の整備			28

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
施策分野		1	安全・安心、暮らし	
No.	施策		重点化	ページ
8	・避難路等の整備			28
10	・住宅・建物等の耐震化		○	30
13	・災害に強い安定供給が可能な強靱な水道の整備			33
施策分野		4	都市基盤、自然環境	
No.	施策		重点化	ページ
25	・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進			45
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
施策分野		1	安全・安心、暮らし	
No.	施策		重点化	ページ
1	・指定避難所の整備		○	21
4	・防災備蓄の整備			24
施策分野		2	健康、福祉、スポーツ	
No.	施策		重点化	ページ
14	・感染症予防対策		○	34
15	・災害時医療体制の整備		○	35
施策分野		4	都市基盤、自然環境	
No.	施策		重点化	ページ
32	・污水处理施設の長寿命化対策		○	52

【3-1】

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
10	・住宅・建物等の耐震化		○	30
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
20	・無線LAN環境整備			40
33	・教育施設の長寿命化対策（小中学校）			53
34	・社会教育施設の長寿命化対策（公民館等）			54
施策分野	5	自治、協働、行財政		
No.	施 策		重点化	ページ
35	・職員の防災力の向上			55
37	・業務継続計画（BCP）の整備		○	57

【4-1】

事前に備えるべき目標	4	経済活動を機能不全に陥らせない		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下		
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
16	・業務継続計画（民間事業者）の策定促進			36
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	食料等の安定供給の停滞		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
9	・防災機能の強化、推進		○	29

【5-1～5-4】

事前に備えるべき目標	5	ライフライン、燃料供給、交通ネットワーク等の被害を最小限にめるとともに、早期に復旧させる		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給の長期にわたる機能停止		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施策		重点化	ページ
9	・防災機能の強化、推進		○	29
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
23	・再生可能エネルギーの導入促進			43
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	上水道等の長期にわたる機能停止		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施策		重点化	ページ
12	・いつでも安心して飲める安全な水道			32
13	・災害に強い安定供給が可能な強靱な水道の整備			33
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
31	・事業継続計画（上水道）の整備			51
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止		
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
32	・污水处理施設の長寿命化対策		○	52
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4	地域交通ネットワークの長期にわたる分断や機能停止		
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施策		重点化	ページ
25	・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進			45
27	・都市機能の維持、強化		○	47

【6-1～6-3】

事前に備えるべき目標	6	制御不能な二次災害を発生させない		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	ため池等の損壊・機能不全による土砂流出などの二次災害の発生		
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
18	・地域コミュニティ機能の維持・発揮(農地・農業用施設の維持・保全)			38
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
24	・ため池の防災対策			44
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	有害物質等の大規模拡散、流出による二次災害の発生		
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
21	・有害物質の拡散・流出防止対策			41
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	農地・森林等の被害による二次災害		
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
17	・農業生産基盤の整備		○	37
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
26	・国土調査（地籍調査）の推進			46

【7-1～7-4】

事前に備えるべき目標	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	観光地に対する風評被害等による地域社会への影響		
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
16	・業務継続計画（民間事業者）の策定促進			36
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
19	・空家等対策		○	39
22	・災害廃棄物処理対策の推進			42
26	・国土調査（地籍調査）の推進			46
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態		
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
16	・業務継続計画（民間事業者）の策定促進			36
施策分野	5	自治、協働、行財政		
No.	施 策		重点化	ページ
39	・ボランティア受入体制の整備			59
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態		
施策分野	1	安全・安心、暮らし		
No.	施 策		重点化	ページ
5	・消防団の機能強化			25
施策分野	3	産業		
No.	施 策		重点化	ページ
18	・地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地・農業用施設の維持・保全）			38
施策分野	4	都市基盤、自然環境		
No.	施 策		重点化	ページ
19	・空家等対策		○	39
26	・国土調査（地籍調査）の推進			46
施策分野	5	自治、協働、行財政		
No.	施 策		重点化	ページ
36	・自主防災組織の活動支援		○	56
38	・市と自治会との連携強化			58
40	・生涯学習活動による地域づくり			60

【施策ごとの脆弱性評価（現状及び課題）及び施策の推進方針】

No.	1		※重点施策
施策	指定避難所等の整備		
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局	危機管理室
脆弱性評価 （現状及び課題）	・避難所等の選定・整備 災害別に開設可否を判断することとしている避難所に関して、地域の要望や地域内の開設箇所数等のバランスを踏まえ、早期避難を行う避難所と緊急避難を行う避難所など、避難所体制について柔軟に検討する必要がある。 ・避難所等の充実 指定避難所の施設及び設備に関して、避難生活が長期化することも想定し、設備の更新・充実を図る必要がある。		
施策の 推進方針	・避難所等の選定・整備 災害の種類や規模、警戒レベルに応じた避難行動を的確に呼びかけることができるよう、指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所、自主避難所を十分に確保することに努める。 ・避難所等の充実 想定を超える大規模災害が生じた場合や、感染症対策によってより多くの避難者スペースが必要となる場合に備え、市指定避難所以外の市有施設、県有施設（学校を含む）、市内にある国関連施設（国立赤城青少年交流の家や公務員宿舎をはじめとする国有施設）及び旅館・ホテル等の民間施設の避難所利用に関して関係機関と協議を行うなど、状況に応じて柔軟に対応できる避難所体制の構築に努める。 また、避難所の運営に必要な資機材等を計画的に配備するとともに、避難者が生活する上で必要となる換気、照明、非常用電源、情報通信機器等のほか、洋式トイレ、空調など、施設の安全確保や環境改善につながる整備を計画的に進める。 ・防災拠点の整備 市有の文化施設やスポーツ施設、道の駅等を整備する際に、防災拠点として活用できる機能を含めた整備を行い、避難所等の防災拠点数を順次増やし、防災体制の強化を図る。		
主な個別事業		担当所属	
避難所等の整備・拡充		危機管理室	
協定締結の推進		危機管理室	

No.	2	
施策	避難誘導體制の整備	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・浸水想定エリアの周知 台風や豪雨災害の発生時、市民が適切に避難できるように、ハザードマップで危険箇所を周知しなければならない。 また、ハザードマップの意味や、市民一人一人の安全確保のための啓発を進めなければならない。 ・指定避難所等の配置及び周知 指定避難所及び一時避難場所、福祉避難所の適正配置を検討する必要があるとともに、避難所を広く周知する必要がある。 ・避難困難者への対応 自力での避難が困難な要援護支援者の避難を迅速に行える体制が必要となる。	
施策の 推進方針	・災害危険箇所尾周知 市内各地域における水害の危険性が理解されるように、市内推移周知河川の浸水想定区域の周知をするとともに、避難行動、避難経路の想定、避難場所の確認などをハザードマップの配布や、防災啓発事業を通じて住民に周知する。 ・指定避難所等の適正な整備 指定避難所及び一時避難場所、福祉避難所の適正配置を関係機関と協議して設置するとともに、多様な広告媒体を使って避難所の周知を図る。 ・要援護者支援計画の作成支援 自力での避難が困難な要援護者の避難を迅速に行える体制を整える。	
主な個別事業		担当所属
ハザードマップの作成・配布		危機管理室
指定避難所等の指定		危機管理室
自主防災組織支援		危機管理室

No.	3	※重点施策	
施策	緊急情報の発信体制の整備		
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局	危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 情報発信・伝達体制の整備 避難情報等の緊急情報が全ての市民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らずにさまざまな方法によって情報発信を行う必要がある。また、現在運用している防災行政無線機器の老朽化が進んでいることから、計画的な更新と長期的な視点に立った整備のあり方を検討する必要がある。		
施策の 推進方針	・ 情報発信・伝達体制の充実 早期警戒情報や緊急情報を市民に確実に伝達するため、防災行政無線や緊急速報メール、Ｌアラート、ほっとマップメール、ＨＰ・ＳＮＳ、緊急情報配信サービスなど、多様できめ細かな手段による情報発信体制を整えるとともに、機器及びシステムの維持管理と更新を計画的に進める。 ・ 災害広報体制の整備 発災時の災害広報が迅速に行えるよう、報道機関や関係機関（国、県、警察、消防局・消防団、自治会、民生委員等）への情報提供の仕組みを整える。 ・ 防災のための個人情報の収集・活用と保護 避難行動要支援者制度をはじめとする防災のための個人情報の収集・活用について、個人情報保護条例にのっとった運用を徹底するとともに、大規模災害発生時における個人情報の収集・活用についても適切な運用に努める。		
主な個別事業		担当所属	
防災行政無線維持管理事業		危機管理室	
緊急情報配信サービスの周知		危機管理室	

No.	4	
施策	防災備蓄の整備	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・公助による防災備蓄の確保 これまで計画的な購入と更新を進めてきた防災備蓄について、可能な限り年度間予算の平準化に努めながら、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。 ・防災倉庫の整備 公助による防災備蓄については、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。 ・自助による備蓄の推進 災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。 ・共助による備蓄の推進 地域における防災備蓄の充実を促し、自助では対応しきれない部分と公助ではきめ細かくフォローできない部分を共助によって解決を図る必要がある。 ・衛生材料の計画的備蓄 感染症対策のための使い捨てマスク等の備蓄が必要となる。	
施策の 推進方針	・公助による防災備蓄の確保 災害発生時の初動時から、避難者及び被災者に対して必要な食糧、飲料水（ペットボトル）及び生活用品が提供できるよう、被害想定を踏まえた防災備蓄を指定避難所それぞれに必要な数ずつ配備するよう努める。また、防災備蓄の点検及び棚卸を定期的に行い、耐用年数や賞味期限のあるものの随時入換えを行うなど、備蓄品の適正な管理に努める。さらに、災害応急対策の円滑化を図るため、食糧や生活必需品、資機材、燃料などについては、流通備蓄や応援物資から調達できるよう、災害時支援協定等による物資調達体制を万全にしておく。 ・自助による備蓄の推進 世帯の状況に応じた3日以上以上の食糧等を非常時に持ち出しでできる状態で備蓄するよう促す。また、アレルギー対応食や医薬品などのそれぞれの事情によって必要となる備蓄についても平時から準備しておくよう啓発を行う。 ・共助による備蓄の推進 自主防災組織を中心とした地域単位の防災備蓄（食糧や飲料水等）が充実されるよう促す。また、自主防災組織が発災時等に活用する防災用資機材についても、補助制度等によって充実を促す。 ・防災用資機材等の充実 災害対応のための応急活動用資機材及び救助・救出用資機材については、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。 ・衛生材料等の計画的備蓄 避難所における感染症対策として、手指消毒液や使い捨てマスクなどの衛生材料を計画的に備蓄していく。	
主な個別事業		担当所属
備蓄品整備事業		危機管理室
防災資機材補助事業		危機管理室

No.	5	
施策	消防団の機能強化	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・消防団の状況 就労構造の変化による被雇用者の増加、高齢化社会の進展等により消防団員は年々減少し、地域防災力の低下が懸念されており、近年、頻発する大規模災害に対応するためには、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化が必要である。 ・消防団車両の状況 消防団に配備している消防団車両は、多くの車両が配備から10年以上経過し、老朽化による性能低下や故障が多くなり災害活動時の消防力低下が懸念されるため、車両の定期的な更新整備が必要である。 ・車庫詰所の状況 消防団員が災害対応を行うための拠点である車庫詰所は、多くの施設が築30年前後経過しており、老朽化が課題であるため、適切な維持管理による機能保全及び改修による長寿命化を図り、組織基盤の強化を図る必要がある。	
施策の 推進方針	・消防団員確保 消防団員の処遇改善や特典の拡大に努めるとともに、あらゆる機会を捉え学生や女性の入団を促進するなど、消防団員確保のための施策を推進する。 ・消防団の機能強化 地域防災力向上のため、消防団の拠点施設である車庫詰所、消防団車両、装備品等の計画的な改修・更新を図り、消防団の体制・装備・災害対応力の充実強化を推進する。	
主な個別事業		担当所属
分団詰所整備事業		危機管理室
消防ポンプ車購入事業		危機管理室
消防団運営事業		危機管理室

No.	6		
施策	消防施設・装備の充実強化		
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局	危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・消防力の充実強化 大規模自然災害等発生時において、火災が発生した場合に消火水の確保が困難となるため、消火栓や耐震性貯水槽の計画的な設置が必要である。車両及び資機材の老朽化により性能低下や故障が多くなり、災害活動時の消防力の低下が懸念されるため、車両及び資機材の定期的な更新整備が必要である。		
施策の 推進方針	・消防水利の整備 市内全域を対象として、消火栓及び耐震性貯水槽の計画的な設置を図る。 ・車両及び資機材の充実強化について 災害活動において、迅速な消防活動を展開するための阻害要因として車両及び資機材の老朽化による性能低下や故障があり、この阻害要因を排除するためには、定期的な更新が必要であることから、継続して車両及び資機材の更新整備を行い、消防力の充実強化を図る。 また、緊急消防援助隊に登録することにより、国から車両及び資機材の無償貸与や国庫補助が可能であり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持する。		
主な個別事業		担当所属	
防火水槽新設事業		危機管理室	
消防団装備拡充事業		危機管理室	
消火栓設置事業		危機管理室	
消防施設維持管理事業		危機管理室	

No.	7	
施策	災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの整備	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 危機管理室、福祉部
脆弱性評価 (現状及び課題)	災害時の避難行動要支援者への対応 災害時に避難が困難な障害のある方や高齢者などが安全に避難するため、要支援者の支援体制を整備する必要がある。 体制整備の一環として、対象者の内、希望者についてあらかじめ避難支援等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進。	
施策の 推進方針	災害時避難行動要支援者名簿への登録推進 現在、名簿登録に関し下記取り組みを実施しており、今後も継続し周知を図る。 ○各地区の該当者と思われる方へ民生委員から声かけ。 ○地域包括ケア課・障害福祉係窓口にて、新規に要支援者の対象者となる方へ案内。 ○高齢者安心課、介護保険課等、関係所属から案内。	
主な個別事業		担当所属
自主防災組織支援事業		危機管理室
災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの登録に関すること		地域包括ケア課

No.	8	
施策	避難路等の整備	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・狭あい道路の解消 大規模災害時に避難所までの経路となる道路は大半が生活道路であり、狭あいな路線も数多く存在する。狭あい道路は建築物の倒壊等による避難路寸断の懸念があり、また、緊急車両等の通行にも支障がある。	
施策の 推進方針	・狭あい道路後退用地整備事業の推進 建築基準法第42条第2項に規定する後退用地を買収または寄附により取得・整備し、狭あい道路の解消を推進する。 ・狭あい道路拡幅整備事業の推進 地域の要望を踏まえ関係者の同意を得られた狭あい道路について、用地取得、損失補償及び拡幅整備工事等を実施することにより、緊急車両のスムーズな通行を確保するとともに生活環境の改善や安全性に配慮した道づくりを推進する。	
主な個別事業		担当所属
狭あい道路後退用地整備事業		土木管理課
市道の道路改良事業		土木管理課
災害に強い道路整備事業		土木管理課

No.	9	※重点施策	
施策	防災機能の強化、推進		
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局	建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害抑止のためのインフラ整備 台風や豪雨などにより、道路の破損や土砂流出、浸水被害などが過去に発生しており、側溝や水路の整備、普通河川の護岸や道路の路肩、擁壁の補修等、災害を抑止するためのインフラ整備を進める必要がある。 ・災害発生時の体制強化 台風などによる倒木や土砂流出、大雪による大規模な交通障害が発生した際、住民の安全確保や迅速な復旧を図るため、他の行政機関や事業者と連携、協力する体制を構築する必要がある。		
施策の 推進方針	・災害防止のためのインフラ整備 老朽化が進む市道や側溝等について、台風などで被災する前に、補修工事を実施して機能保全と長寿命化を進める。 ・災害発生時の体制強化 広範囲の交通障害が発生するような異常降雪の際には、国、県、周辺自治体と連携して対応する必要があるため、群馬県除雪行動計画をふまえて、除雪計画を策定している。		
主な個別事業		担当所属	
道路維持管理事業		土木維持課	
側溝等整備事業		土木維持課	
河川維持事業		土木維持課	

No.	10	※重点施策	
施策	住宅・建築物等の耐震化		
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局	建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 住宅・建築物の耐震化 昭和56年（1981年）以前に建てられた建築物のなかで、「住宅」、「多数の者が利用する建築物」、「市有施設」については、災害時の被害を最小限に抑えるため及び災害時の活動拠点等になるため、重点的に耐震化を図る必要がある。 ・ 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化 大規模地震により倒壊した建築物が、緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。 ・ 避難経路のブロック塀等の地震対策 避難経路に存在するブロック塀等は、大地震により倒壊すると避難や緊急物資輸送の妨げとなることから、耐震化を図る必要がある。		
施策の 推進方針	・ 市有施設の耐震化 市有施設は、災害時の防災拠点や応急活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、耐震診断結果に基づき計画的に耐震改修を行う。 ・ 民間建築物の耐震化 木造住宅については、耐震診断及び耐震改修の補助を行い、耐震化の推進を図る。 多数の者が利用する建築物については、要緊急安全大規模建築物の耐震改修の補助を行い、耐震化の推進を図る。 その他の民間建築物においても、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言・指示等を行い耐震化を推進する方策を実施する。 ・ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化 緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物について、対象建築物の特定を進め、その所有者に対し、耐震診断や耐震改修の啓発推進をする。 ・ 避難経路のブロック塀等の耐震化 市有施設のブロック塀改修を促進する。また、民間建築物のブロック塀については、耐震化の必要性を広報等で啓発する。		
主な個別事業		担当所属	
木造住宅耐震診断者派遣事業		建築住宅課	
木造住宅耐震改修補助事業		建築住宅課	
旅館ホテル耐震改修補助事業		建築住宅課	

No.	11	
施策	災害危険区域内の土砂災害対策の推進	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 災害危険区域内の土砂災害対策 災害危険区域内では、災害発生時、がけ地崩壊及び土石流等の危険が懸念される。当該区域付近の住民には、災害危険区域の内容や建築物に対する安全確保の考え方などの理解を高める取り組みを進める必要がある。	
施策の 推進方針	・ 災害危険区域内の土砂災害対策 土砂災害の危険性が理解されるよう、窓口やホームページで、災害危険区域の内容について周知し、市民の理解を深める。また、災害危険区域内の危険住宅の移転を行う場合、国の定める移転費用の一部を補助することで、人命被害の防止に努める。	
主な個別事業		担当所属
がけ地近接危険住宅移転事業		建築住宅課

No.	12	
施策	いつでも安心して飲める安全な水道	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 上下水道局
脆弱性評価 (現状及び課題)	・水源の水質保全 表流水、湧水、深井戸や伏流水の地下水と多種多様な水源を有し、その水質保全には常日頃から周辺環境の変化に注意し、健全な水循環を確保することが重要である。 ・配・給水施設での水質管理 市民に安全な水を届けるには、水源から給水栓に至るまでの間で、定期的な水質検査を実施し、水質基準に適合した安全な水道水であることを確認することが必要である。 ・小規模貯水槽水道の指導推進 ビル、マンション等建物内の貯水槽は、衛生上の観点から適正な管理を行う必要があり、特に水道法の適用外である小規模貯水槽水道（貯水槽容量10m³以下）について管理の指導推進を図り、衛生的な飲料水の確保に努める必要がある。	
施策の 推進方針	・水源の水質保全 ○水源涵養域の状況把握と流域関係機関との連携 ・配・給水施設での水質管理 ○水質監視体制の強化 ○水質検査計画の策定 ・小規模貯水槽水道の指導推進 ○小規模貯水槽水道の指導推進	
主な個別事業		担当所属
基幹施設整備事業		業務課
水道根幹計画推進事業		業務課

No.	13	
施策	災害に強く、安定した供給が可能な強靱な水道	
施策分野	1 安全・安心、暮らし	担当部局 上下水道局
脆弱性評価 (現状及び課題)	・老朽施設の更新 昭和42年度（1967年）に施工された阪ノ下浄水場等が50年を経過し、浄水施設、配水施設の老朽化に伴い、設備の更新時期を迎えている。更新にあたっては、阪神・淡路大震災や東日本大震災の地震災害を踏まえて、十分に耐震性を確保する必要がある。 ・老朽管の更新 法定耐用年数を超過した水道管の経年劣化による破損などで、漏水による有収率の低下や道路陥没事故などが懸念されるため、効率的な更新計画が必要である。 ・配水管の整備 重要給水施設管路や基幹管路の整備が必要である。 ・災害等対策 災害時の断水エリアを最小限にするため、配水区間のバックアップ機能を強化し、被災時の速やかな給水開始が出来るよう、応急給水体制の整備が必要である。	
施策の推進方針	・老朽施設の更新 ○重要給水施設の耐震化 ○配水池の更新 ○機械・電気設備の更新 ・老朽管の更新 ○計画的な老朽管の更新 ・配水管の整備 ○重要給水施設管路の耐震化 ○基幹管路の耐震化 ・災害等対策 ○給水区間のバックアップ ○応急給水体制の整備	
主な個別事業		担当所属
送配水管布設事業		業務課
送配水管布設替事業		業務課
老朽管布設替事業		業務課
管路施設耐震化事業		業務課
漏水調査事業		業務課
基幹施設整備事業		業務課
水道根幹計画推進事業		業務課

No.	14	※重点施策	
施策	感染症予防対策		
施策分野	2 健康、福祉、スポーツ	担当部局	スポーツ健康部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 感染症対策 災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や生活環境を衛生的にしておく必要がある。引き続き接種率の維持向上に向け普及啓発等により一層努めていく必要がある。 ・ 衛生的で良好な避難所環境の確保 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管理など、助言・指導を行っていく必要がある。 ・ 医療関係団体との連携体制の構築 感染症の集団発生による医療救護班や医療機関への患者の過度の集中を防ぐため、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施できるよう、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。		
施策の 推進方針	・ 予防接種の促進や感染症対策への啓発 災害時における感染症の発生防止のため、平時から予防接種の勧奨や、感染症の予防啓発について、周知を図り、取組を促進する。 ・ 衛生的で良好な避難所環境の確保 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管 理などを助言・指導を行うための体制整備を図る。 また、避難所内における感染症等拡大防止のため、必要な措置をとるとともに、感染症等対策のための防災備蓄の充実に努める。 ・ 医療関係団体との連携体制の構築 感染症の集団発生による医療救護班や医療機関への患者の過度の集中を防ぐため、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施できるよう、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。		
主な個別事業		担当所属	
感染症予防事業		健康増進課	

No.	15	※重点施策	
施策	災害時医療体制の整備		
施策分野	2 健康、福祉、スポーツ	担当部局	スポーツ健康部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時の医療機関との連携 災害により通常の医療体制では対応できない多数の患者発生時や医療機関の被災時に医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施することが求められている。市民の医療需要に即応する、迅速かつ的確な情報伝達、災害拠点病院や群馬県との緊密な連携、避難所への医療チーム（DMATや保健師など）の派遣調整などが必要となる。		
施策の 推進方針	・災害医療情報の収集伝達体制の整備 現行の国の広域災害救急医療情報システムや群馬県広域災害・救急医療情報サービスを活用するとともに迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集の仕組みづくりに努める。 ・医療関係団体との協力体制の確立 平時において、前橋市災害医療保健対策会議の開催による市と関係団体（県、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携強化と情報共有を図る。 ・災害拠点病院等の防災関係機関と連携した訓練を通じた対応力の向上年に1回程度関係機関と連携した災害を想定した訓練を行うことにより、相互の連携を強化し、災害対応力の向上を図る。		
主な個別事業		担当所属	
感染症予防事業		健康増進課	

No.	16	
施策	業務継続計画（民間事業者）の策定促進	
施策分野	3 産業	担当部局 産業観光部
脆弱性評価 （現状及び課題）	・ サプライチェーンの寸断による生産力の低下 災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては市内経済の停滞につながる恐れがある。 ・ 事業者の防災・減災に対する問題意識 事業規模が小さい事業者ほど、防災やBCP策定に対する意識が低い傾向にある。小規模事業者をはじめとする市内事業者に災害リスクに対する正しい知識を習得してもらい、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。	
施策の 推進方針	自然災害への事前の備えや事後のいち早い復旧を事業者に図ってもらうため、経済団体等の各種支援機関と連携を図りながら、市内事業者に対して事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を促すとともに、状況に合わせて計画の見直し及び更新などの継続的支援を行っていく。 ・ 事前の対策 経営相談時や、広報、ホームページ、SNS等において、国や県の施策及びリスク対策の必要性、減災策、保険制度の概要等を周知する。また、関係機関と連携しながら、策定後も計画の随時更新や訓練を促すなどフォローアップを継続していく。 ・ 発災後の対策・復興支援 迅速な報告及び指揮命令、関係機関との連携を円滑に行うことができる体制を速やかに構築する。また、被災した事業者に対する支援として各種支援策の周知を行う。	
主な個別事業		担当所属
事業継続力強化計画策定助成事業		商工振興課

No.	17	※重要施策	
施策	農業生産基盤の整備		
施策分野	3 産業	担当部局	産業観光部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・農業水利施設の維持・保全 老朽化が進行する農業水利施設の適正な機能維持を図り、安定した農業用水を確保する必要がある。 ・農業水利施設の洪水対策 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設については、災害の規模を想定して堰の自動化、水路改修等の必要がある。 ・農業生産基盤の推進 農産物の生産性向上のための農地整備と大雨等災害時に備えた農業用排水路等を整備し、地域状況や営農計画に基づき農業生産基盤整備を計画的に推進する必要がある。		
施策の 推進方針	・農業生産基盤の推進 県が造成した基幹農業水利施設の保全計画策定のための調査や保全対策工事に対して、負担金を支出する。 ・農業水利施設の洪水対策の推進 台風、大雨等により下流域周辺等への洪水被害が想定される農業水利施設については、堰の自動化や水路の改修など県が行う調査及び対策工事に対して、負担金を支出する。 ・土地改良事業の推進 土地改良事業について、市営及び県営の補助事業者と土地改良区、地元受益者との調整を図りながら、円滑な事業の推進が図れるように取り組む。		
主な個別事業		担当所属	
小規模農村整備事業		土地改良課	
農業用水等渇水対策施設維持管理事業		土地改良課	
土地改良施設維持管理適正化事業		土地改良課	
赤城西麓用水対策事業		土地改良課	
農業用施設維持管理事業		土地改良課	

No.	18		
施策	地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地・農業用施設の維持・保全）		
施策分野	3 産業	担当部局	産業観光部
脆弱性評価 （現状及び課題）	・地域コミュニティ機能の維持・発揮 農業者の高齢化、後継者不足により、農地の維持保全のための共同活動が困難となり、担い手農家への負担が増大している。そのため農業者を主体とする地域の活動組織が取りむ農地、水路、ため池等の保全活動を推進し、多面的機能の維持・発揮に向けた支援を進める必要がある。		
施策の 推進方針	・地域コミュニティ力の強化（多面的機能支払交付金事業の推進） 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地周りや水路の草刈り・泥上げなどの農地維持活動、水路やため池等の軽微補修、水路の更新やため池の浚せつ等の長寿命化対策を通し、地域資源の保全活動を支援する。 荒廃農地の発生防止と農業用施設が被災した場合の早期復旧に向けた体制整備を図る。（比較的軽微なもの） ・多面的組織の立上げ支援 新たに多面的機能支払交付金の制度に加入の意向がある組織には、随時、窓口相談や地元説明会等に出向き、制度の概要や交付金額等の説明を行っている。また立上げの支援としては、県及び土地改良事業団体連合会等と連携し、申請に必要な事業計画書や活動計画書、規約、図面の作成について支援を行い、組織活動の充実を図る。		
主な個別事業		担当所属	
多面的機能支払交付金事業		土地改良課	
中山間地域等直接支払交付金事業		土地改良課	

No.	19	※重要施策	
施策	空家等対策		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	総合政策部、建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 空き家対策 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため総合的な空き家対策を推進する必要がある。 ・ 所有者への指導 倒壊の危険がある空き家に対し所有者へ適正管理の指導を行っているが、改善されない空き家もあるため、所有者へ意向調査を実施することで、個別の事情等を把握しながら問題解決へ向けて指導していく必要がある。 ・ 所有者不明空き家の対応 所有者が不明の危険空き家については指導できないため、市で危険を排除する必要がある。		
施策の 推進方針	・ 所有者への指導 補助事業を活用することで、リフォームや解体を促進し、問題解決へ向けてサポートするよう努める。 補助事業については、広報及び回覧版、ホームページ等にて所有者に周知する。 ・ 所有者不明空き家の対応 略式代執行による解体も含め、改善策を検討する。		
主な個別事業		担当所属	
空家等対策推進事業		政策創造課	
空家活用等支援事業（空家活用支援）		建築住宅課	
空家活用等支援事業（空家解体）		建築住宅課	

No.	20	
施策	無線LAN環境整備	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 総合政策部、危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・市が業務で利用しているネットワークについて、機器類がサーバー室に集中しており、被災すると一切の通信手段がなくなることから、公衆無線LANを構築する必要がある。 ・市有施設などで公衆無線LANの導入を進めていたところ、令和2年度に目標を達成したため、一定の水準にあると考えられる（国の定める「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」における本市の目標は、令和3年度までに50施設）。 （令和2年度） ・自主財源整備施設 16施設 ・NTTdocomo災害時Wi-Fi設置サービス利用予定 34施設	
施策の 推進方針	・発災時に、職員・市民が情報収集や安否確認ができるよう、公衆無線LAN環境を維持していくとともに、さらなる拡充を検討する。 ・発災時に、通信事業者との連携により、臨時公衆無線LANを設置する。	
主な個別事業		担当所属
デジタル・ガバメント推進事業		政策創造課
通信事業者との連携		危機管理室

No.	21		
施策	有害物質の拡散・流出防止対策		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	市民環境部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・連携体制の整備 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備等の破損により事故が発生するおそれがあることから、関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。		
施策の 推進方針	・連携体制の強化 有害物質等による二次災害の発生を防止するため、県や関係機関との連携を強化し、工場や事業場の情報の収集を行い、環境調査に活用できるように整備を進める。		
主な個別事業		担当所属	
環境調査事業		環境政策課	

No.	22		
施策	災害廃棄物処理対策の推進		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	市民環境部
脆弱性評価 （現状及び課題）	・災害廃棄物処理体制の整備 大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。		
施策の 推進方針	・災害廃棄物処理計画の策定 大量に発生した災害廃棄物を適正 かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理に係る必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物処理に関する連携体制の強化を図る。		
主な個別事業		担当所属	
災害廃棄物処理計画の策定		環境政策課	

No.	23	
施策	再生可能エネルギーの導入促進	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 市民環境部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害により既存のエネルギー供給網が停止した場合、電力供給が停止し、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすため、非常時でも最低限のエネルギーを確保できるよう自立分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。	
施策の 推進方針	・災害時も利用可能な住宅用太陽光発電システム及び発電した電力を自家消費出来る機器（蓄電池、HEMS機器、V2H、EV又はPHV）を導入する市民に対し、補助金を交付する。	
主な個別事業		担当所属
スマートエネルギー機器設置助成事業		環境政策課

No.	24		
施策	ため池の防災対策		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	産業観光部
脆弱性評価 (現状及び課題)	• ため池の耐震対策 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、ため池の諸元調査、耐震性点検、豪雨調査を基に危険箇所の把握及び安全対策を講じていく。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるようハザードマップを作成する。		
施策の 推進方針	• ため池の耐震診断 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、市内に存在する人的被害をもたらす恐れのあるため池のうち「防災重点ため池」に位置付けたため池について、耐震性を明らかにし危険性のあるため池は計画的に改修に取り組む。 • ため池ハザードマップの作成 ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図れるよう「防災重点ため池」に位置図付けたため池について、ハザードマップを作成する。 • ため池の老朽化対策 老朽化や耐震性等の堤体の安全性が危惧されるため池について、県と連携し計画的に改修に取り組む。		
主な個別事業		担当所属	
ため池防災減災事業		土地改良課	

No.	25	
施策	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時の交通ネットワークにおける交通機能の確保 交通ネットワークの基幹となる緊急輸送道路などと連絡する市道の拡幅整備が完了していない路線があり、災害時に緊急輸送道路などが閉塞した場合、それを補完または代替する路線が確保されていない。 ・災害時の避難路の確保 避難所までの避難路として、利用が想定される路線において、十分な道路空間が確保されていないため、避難路の確保が必要である。 ・道路の無電柱化 緊急輸送路や交通結節点である駅へのアクセス道路について、道路区域もしくは沿線へ電柱が建柱されているため、災害時の電柱倒壊により道路が閉塞する恐れがある。	
施策の 推進方針	・災害時の交通ネットワークにおける交通機能の確保 アクセスする施設の重要度などから整備する路線の優先度を決定し、計画的に整備を行い、災害時に交通機能が停止しないよう、ネットワーク形成を図る。 ・災害時の避難路の確保 避難所については、小中学校などが主に指定されていることから、歩行者の利用が多いと考えられる通学路について、優先して歩道などの歩行空間を確保する。 また、災害による道路閉塞から早期に緊急車両の走行が可能となるよう、併せて車道部においても拡幅整備を行う。 ・道路の無電柱化 群馬県無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送路のなかでも特に重要な施設へのアクセス道路や新規の道路整備に併せて無電柱化が可能な路線を優先して、関係機関と無電柱化の方針について協議し、効率的な無電柱化の推進を図る。	
主な個別事業		担当所属
市道1-2046号線外2路線道路改良事業(有馬地内)		土木管理課
市道折原川島線道路改良事業(金井地内)		土木管理課
市道1-1566号線道路改良事業(八木原地内)		土木管理課
市道の道路改良事業		土木管理課
災害に強い道路整備事業		土木管理課

No.	26	
施策	国土調査（地籍調査）の推進	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 （現状及び課題）	【現状】 地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査して正確な地図を作成し、その成果を登記所に送付し、登記簿が修正され、登記所備え付けの地図となることにより、土地の基礎的情報が明確化され、災害復旧及び復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進などに活用されている。 渋川（一部を除く）・伊香保・小野上・北橘の各地区では調査が完了しており、市全体の進捗率は77.0%である。未完了地区である子持地区の進捗率は65.8%、赤城地区の進捗率は52.8%であり、調査を継続中である。 【課題】 山村部では、土地所有者の高齢化や山林の荒廃及び耕作放棄地の増加により、人証・物証が失われつつあり、円滑な調査が困難になってきている。また、所有者不明土地の増加や土地の筆界の不明瞭が、資産の保護の観点からも多くの問題を生じさせている。 さらに補助金の交付率の低下により、計画した調査面積を縮小せざるを得ないことから進捗率が低下している。	
施策の推進方針	近年の全国で発生した土砂災害及び津波や河川の氾濫等により、現況をとどめない状態となった被災地において、国土調査完了地域の迅速な復旧に比べ、未実施区域の復興が大幅に遅れている現状からも、一刻も早い地籍調査の完了が不可欠となっている。 子持・赤城の未実施地域は、山村部が大部分であることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域を早急に調査が必要な地域と定め、農林業を所管する他部局の各事業と連携を図り、各事業に先駆けて地籍調査を実施することにより、交付金や負担金を活用した効率的な社会資本整備となるよう推進を図ることとする。	
主な個別事業		担当所属
国土調査事業		土木管理課

No.	27	※重点施策	
施策	都市機能の維持、強化		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・インフラ整備による交通環境の確保 老朽化が進む道路、橋りょうの維持補修を行い、安全で円滑な交通環境の確保を図り、第三者被害の発生なども防止する。 ・異常降雪の際、迅速に交通障害を解消できるよう、老朽化した融雪施設の更新、整備を進める。		
施策の 推進方針	・インフラ整備による交通環境の確保 道路や橋りょうの補修、融雪施設の更新等を進め、インフラ施設の維持、長寿命化等を図り、交通ネットワークの確保に努める。		
主な個別事業		担当所属	
道路維持管理事業		土木維持課	
橋りょう維持補修事業		土木維持課	
伊香保温泉融雪施設整備事業		土木維持課	

No.	28	
施策	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定体制の整備	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	- 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害の発生が懸念される。地震発生後、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、建築物の継続使用の可否を判断することは、二次災害から市民の安全を確保するために必要不可欠である。また、地震発生前から迅速な対応ができるよう訓練をし、災害に備えるため、被災した住宅・建築物の危険度を判定する応急危険度判定の体制整備や判定士の育成を図る必要がある。 - 被災宅地危険度判定体制の整備 地震により法面崩壊や液状化現象・地割れ等で宅地が被災した場合、これらの崩落等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の継続使用の可否を迅速に判断することは、市民の安全確保など、宅地の二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備や判定士の育成を図る必要がある。	
施策の 推進方針	- 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の養成、登録 県及び関係団体と連携して開催される、応急危険度判定講習会に参加し、応急危険度判定の養成、登録を推進する。 - 実施体制の整備 応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、円滑な実施のための体制の整備を整える。 - 制度の普及啓発 県及び関係団体と協力し、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報等で普及啓発に努める。 - 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成 本市が被災地となった場合における、被災建築物応急危険度判定士の活動支援を支えるコーディネーターの養成を行う。	
主な個別事業		担当所属
被災建築物応急危険度判定講習会		建築住宅課
被災建築物応急危険度判定実施訓練		建築住宅課
被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成講習会		建築住宅課
被災宅地危険度判定士（更新）講習会		都市政策課
被災宅地危険度判定制度現場訓練		都市政策課

No.	29	
施策	土砂等地盤災害予防対策の推進	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模盛土造成地の実態把握 令和2年3月31日に全国の大規模盛土造成地マップが国土交通省のホームページに公表された。これは、大規模盛土造成地を抽出するために行った第一次スクリーニング調査の結果によるもので、群馬県内では15市町、132か所が該当となり、そのうち9か所が市内に存在する。 国は次の段階として、令和2年度中に盛土の造成年代調査を完了させ、令和4年度までに「どの盛土から調査を行うのかを決める計画（第二次スクリーニング計画）」の作成を求めている。これを受けて、県は令和元年度に第二次スクリーニング計画を策定し、令和3年度から令和7年度を計画期間として順次、第二次スクリーニング調査を実施するとしている。 今後、第二次スクリーニング調査の実施にあたり、実施主体や財政負担など、県との役割分担が課題となっている。	
施策の 推進方針	・大規模盛土造成地の防災対策 県の第二次スクリーニング計画に基づき、大規模盛土造成地の安全性を把握するための第二次スクリーニング調査を県と連携して進める。調査の結果、安全性に問題がある区域には、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の災害対策を促進する。	
主な個別事業		担当所属
大規模盛土造成地防災対策事業		都市政策課

No.	30	
施策	災害リスクを勘案した集約型都市の実現	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 建設交通部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ 渋川市立地適正化計画（策定中）に定める都市機能及び居住を誘導する区域の状況 本市では、人口減少が進行する中、拡散型の都市構造から集約型の都市構造に転換を図るため、現在、「渋川市立地適正化計画」を策定している。この計画では、集約型のまちづくりを進めるため、行政、医療、福祉、商業などの都市機能増進施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と、居住を緩やかに誘導する「居住誘導区域」を中心拠点などに設定していく。設定にあたっては、災害発生のおそれのある区域を可能な限り除外しているが、区域の一部が浸水想定区域となっており、残存する災害リスクに対応する必要がある。 （１）渋川市役所・渋川駅周辺 居住誘導区域（概算面積327.9ha）内に、都市機能誘導区域（概算面積104.5ha）が設定されている。利根川右岸の下郷、東町地内や、平沢川及び天神沢川付近の一部には、想定しうる最大規模の洪水で浸水した場合に予想される水深が3.0m未満の区域がある。浸水深が3.0m未満であっても居住誘導区域に含まないことが望ましいが、地理的な状況から除外が困難なため、防災対策を講じることを前提として範囲に含むこととしている。 （２）八木原駅周辺 居住誘導区域（概算面積23.6ha）内に浸水が想定される箇所はない。 ・ 石原地区で発生する浸水・冠水被害 渋川市役所・渋川駅周辺の居住誘導区域内にある石原地区は、大雨による増水で過去数回、床下浸水や道路の冠水被害が発生しており、治水対策が課題となっている。	
施策の 推進方針	・ 防災指針の策定による立地適正化計画の改定 令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（以下、「防災指針」という。）を立地適正化計画に掲げることが必要となった。このため、渋川市立地適正化計画に防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組む。 本市では計画策定が最終段階まで来ているため、計画策定後、地域防災計画や国土強靱化計画との整合を図り、早期に防災指針を反映した計画に改定し、災害リスクを勘案したまちづくりを進める。 ・ 石原地区雨水排水対策の推進 石原地区において発生する浸水・冠水被害を軽減するため、群馬県が実施する都市計画道路渋川高崎線（街中工区）の道路改良事業（石原地内）と連携を図り、雨水排水対策を推進する。	
主な個別事業		担当所属
立地適正化計画策定事業（防災指針の策定）		都市政策課
高崎渋川線道路改良事業（石原地区雨水排水対策）		都市政策課

No.	31		
施策	事業継続計画（上水道）の整備		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	上下水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	・ 応急給水、応急復旧体制の強化 災害時に備え、マニュアルを整備し、有事の際は迅速かつ的確な災害応急活動を図る必要がある。 ・ 協力体制の整備 災害の規模（対象戸数など）により、対応方針や動員規模が異なるが、本市職員だけでは対応が困難となる場合には他の水道事業体（日本水道協会）などからの応援要請も視野に入れる必要がある。		
施策の 推進方針	・ 応急給水、応急復旧体制の強化 災害規模（対象戸数など）に応じた「災害時対応マニュアル」を整備する。その際、規模の大小により対応する人員が異なることから、区分に応じた応急給水、応急復旧体制を考慮のうえ明記する。 レベル１：市水道局職員だけで対応する案件 レベル２：本市職員全体で対応する案件 レベル３：本市職員全体では対応できない案件 ・ 協力体制の整備 災害時において迅速な応急給水及び応急復旧活動が出来るよう、日頃から情報収集に努める。		
主な個別事業		担当所属	
事業継続計画の整備		業務課	

No.	32	※重要施策	
施策	汚水処理施設の長寿命化対策		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	上下水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	・汚水処理施設の老朽化対策 経年により老朽化が進行している施設があり、大規模災害時においても必要な機能が発揮できるように、施設（汚水処理場及び管路）の適正化や維持管理、予防保全等の長寿命化対策及び他施設との統合検討などを進める必要がある。		
施策の 推進方針	・下水道施設の長寿命化対策 下水道施設の長寿命化対策については、下水道事業全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を作成し、施設全体の維持的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図り、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用して、計画的な改築更新を行う。また、集落排水等では農業集落排水処理施設や流域下水道（群馬県汚水処理計画）との施設統合に向けた協議、調整を進めるとともに、施設の長寿命化について、統合協議の進捗状況を見極めながら検討していく。		
主な個別事業			担当所属
公共下水道事業			業務課
農業集落排水処理事業			業務課

No.	33		
施策	教育施設の長寿命化対策（小学校・中学校）		
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局	教育部
脆弱性評価 （現状及び課題）	・防災拠点としての施設整備 校舎及び体育館共に構造躯体の耐震化は全て完了しているが、築後30年以上経過した校舎が約90%あり、施設の老朽化対策が必要である。 ・災害時における避難所としての施設環境整備 学校施設は災害時における避難所として利用されることが想定されているため、高齢者、障がい者等の要配慮者が避難した場合にも対応出来るトイレの洋式化等の整備が必要である。		
施策の 推進方針	・災害拠点としての施設整備 施設の老朽化対策として、施設の長寿命化計画（令和2年度策定予定）に基づき、国庫補助を活用した大規模改修工事や屋上防水・外壁改修等の予防保全工事を順次行う。 建築基準法及び消防法に基づく点検を定期的の実施し、建物の効率的な維持管理及び長寿命化を図る。 ・災害時における避難所としての施設環境整備 校舎トイレの洋式化、ドライ化及び多目的トイレの設置を進め、令和4年度までに洋式化率60%を目標とする。 全ての小学校・中学校の普通教室及び中学校の特別教室にはエアコンの設置が完了しているため、今後については順次更新を行う。 また、小学校の特別教室については、令和5年度までに全て設置する予定で、今後については順次更新を行う。		
主な個別事業		担当所属	
小学校特別教室空調機器整備事業		教育総務課	
小学校トイレ改修事業		教育総務課	
小学校施設管理事業		教育総務課	
中学校施設管理事業		教育総務課	

No.	34	
施策	社会教育施設(公民館)の長寿命化対策	
施策分野	4 都市基盤、自然環境	担当部局 教育部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・防災拠点としての施設整備 築後30年以上経過しているものが6割近くあり、また、約4割が複合施設となっているため、複合している施設の利用状況等をふまえ、大規模な改修や建て替え等の検討が必要である。 また、昭和50年代に旧耐震基準で建設され、耐震化工事が実施されていない施設があるため、耐震整備等の検討を行い改修等の安全確保が必要である。 ・災害時避難所としての施設環境整備 公民館施設は避難所として利用されるため、誰もが使いやすい共生社会に対応した施設整備が必要である。	
施策の推進方針	・防災拠点としての施設整備 施設の老朽化対策として、浜川市社会教育施設の長寿命化計画に基づき、財政状況を考慮しながら計画的な改修により施設の長寿命化を図る。 また、建築基準法及び消防法に基づく法定点検を定期的の実施し、建物の効率的な維持管理及び長寿命化を図る。 ・災害時避難所としての施設環境整備 施設改修や修繕に合わせ、誰もが利用しやすく共生社会に対応した施設整備のため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を行う。	
主な個別事業		担当所属
公民館施設改修事業		公民館

No.	35	
施策	職員の防災力の向上	
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局 危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害活動組織の整備及び維持 地域防災計画に基づく警戒体制及び対応体制の構築として、全庁的な役割分担や職員配備区分等を定めて運用を行っているが、所属によっては人員体制が十分に確保できない面がある。災害警戒の段階から全庁的な協力体制を整備することに加え、状況に応じて柔軟に人員調整が行える組織体制を構築する必要がある。 ・初動対応の共通認識づくり 大規模災害発生時の初動において、職員一人ひとりがすみやかに職場参集を行うとともに、各部局の役割分担を踏まえた初動対応や応急対策をとることができる体制を確立する必要がある。	
施策の 推進方針	・災害活動組織の整備及び維持 防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備と充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員配備区分、動員体制及び勤務時間外における参集体制の整備を行うとともに、運用にあわせた柔軟な見直しを適宜行う。 ・職員行動マニュアルや大規模災害時業務の整備 発災時に迅速かつ的確な初動対応及び災害応急対策が行えるよう、職員行動マニュアルや大規模災害時業務マニュアルを整備するとともに、全庁的な内容確認及び時点見直しを定期的に行う。 ・庁内人材の育成・確保 職員を対象にした防災教育の充実に努め、専門的知見を有する職員の確保及び育成を図る。 また、全職員を対象にした防災研修、防災講演会、防災マニュアル等確認の機会を積極的に設け、職員一人ひとりの防災業務の理解と市役所全体の防災意識の高揚を図る。	
主な個別事業		担当所属
避難所設営訓練などの実施		危機管理室

No.	36	※重点施策	
施策	自主防災組織の活動支援		
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局	危機管理室
脆弱性評価 (現状及び課題)	・自主防災組織の結成と訓練の促進 市内各地域における自主防災組織の結成率は現在100%となっている。そのうち、防災事業未実施の自主防災組織（自主防災会、事業所、学校、福祉施設等）の防災訓練の実施促進を図る必要がある。 ・自主防災訓練等の促進及び実施指導 地域の自主防災活動を促進させるため、地域の防災の中心的役割を担う自主防災リーダーの育成、自主防災リーダー会の組織活動の強化が必要である。		
施策の 推進方針	・自主防災組織の活動の活性化 結成率100%の自主防災組織の活動をより活性化させるための働きかけを行う。 ・自主防災訓練等の促進、指導 自主防災組織（自主防災会、事業所、学校、福祉施設等）における定期的な訓練実施を促し、同時に訓練支援を行い、地域の防災知識の普及を図る。 ・自主防災リーダーの育成 自主防災リーダーの育成のため、講演会や防災士資格の取得支援を行う。		
主な個別事業		担当所属	
自主防災組織活動支援事業		危機管理室	

No.	37	※重点施策	
施策	業務継続計画（BCP）の整備		
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局	危機管理室
脆弱性評価 （現状及び課題）	・市役所全体における業務継続性の確保 業務継続計画における応急対策業務や緊急時優先業務について、対象業務の業務執行に必要な人員等をあらかじめ想定し、受援を念頭に置いた業務継続体制を整理しておく必要がある。		
施策の 推進方針	・市役所全体における業務継続性の確保 被災時においても応急対策業務や緊急時優先業務が継続して実施できるよう、業務継続計画の全庁的な点検を定期的の実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。これにあわせて、業務継続に関連した全庁的な防災訓練についても定期的な実施に努める。		
主な個別事業		担当所属	
業務継続計画（BCP）の更新		危機管理室	

No.	38	
施策	市と自治会との連携強化	
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局 市民環境部
脆弱性評価 (現状及び課題)	市と自治会との連携 通常時より自治会には市と市民とをつなぐ重要な役割を担ってもらっているが、災害発生時にはこの役割はより重要となり、市が発出する情報や必要な物資の伝達には、自治会との強力な連携が必要不可欠となる。連携が不足する場合には、災害発生時に最も重要な地域住民の自助・共助による地域防災力を低下させ、救援、復興が大幅に遅れる恐れがある。	
施策の 推進方針	市と自治会との連携を強化する 市と各地区自治会連合会とは行政事務委託契約を締結しており、通常時より広報紙の配布や道路、防犯灯の維持管理等の業務に対する対価として行政事務委託料を支払っている。加えて、各地区連合会へ運営費補助金を交付している。これらの委託料及び交付金は単位自治会の重要な収入となっており、地域づくりの推進とコミュニティの醸成の一助となっているものと考えられる。 これらの委託や補助を通じて、市と自治会とは一定の連携がとれているものと思われるが、災害時により強力な連携がとれるよう、さらなる信頼関係の向上を図りたい。	
主な個別事業		担当所属
自治会連合会等支援事業		市民協働推進課

No.	39	
施策	災害ボランティア受入体制の整備	
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局 福祉部
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害ボランティア活動支援の整備 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターが設置された場合に備え役割を再確認するとともに、運営方法等の共通認識を図っておく必要がある。 ・災害ボランティアの活動支援の強化 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら、環境整備に努める必要がある。 ・災害ボランティア受入体制の整備 災害ボランティアの人員が不足した場合、救援・復興が大幅に遅延するおそれがある。	
施策の 推進方針	・災害ボランティア活動支援の整備 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、ボランティアセンターが円滑に運営できるよう支援を行う。また、平時から関係機関と有事を想定した情報連携や災害支援研修に参加するなどして、情報収集と連携強化に努める。 ・災害ボランティア活動支援の強化 一般ボランティアの人員確保や専門ボランティアの確保に努める。 ・災害ボランティア受入体制の整備 災害発生直後から県内外からの多くのボランティアが、救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、ボランティア活動が効果的に発揮されるよう、受入体制を整える。	
主な個別事業		担当所属
ふれあいのまちづくり事業		地域包括ケア課

No.	40	
施策	生涯学習活動による地域づくり	
施策分野	5 自治、協働、行財政	担当部局 教育部
脆弱性評価 (現状及び課題)	生涯学習活動による地域づくりの推進 学びにより人と人とのつながりをつくる生涯学習活動は、自助・共助による地域防災の仕組みづくりや、地域でお互いに見守りあう地域包括ケアの仕組みづくり、地域のすべての人がともに生きる共生社会の仕組みづくりなど、さまざまな地域課題への取り組みにつながる活動である。災害時でも揺るがないコミュニティづくりのため、日頃から地域の生涯学習活動を推進する必要がある。	
施策の 推進方針	渋川市生涯学習推進指導者養成講座の実施 各地域で市民が主体的に行っている生涯学習活動をコーディネートする人材を育成し、地域活動の実践を促すことで地域づくりを図る。	
主な個別事業		担当所属
生涯学習推進指導者養成講座		生涯学習課

重要業績指標一覧

施策 No.	施策名	指標名	担当所属	基準値 (基礎値年度)	目標値 (目標値年度)
5	消防団運営事業	消防団員数	危機管理室	621人 (H28年度)	652人 (R4年度)
6	防火水槽新設事業	防火水槽・消火栓設置数	危機管理室	1,723基 (H28年度)	1,825基 (R4年度)
7	災害時避難行動要支援者名簿と個別プランの登録に関すること	災害時避難行動要支援者名簿登録者数	地域包括ケア課	433人 (R2年度)	520人 (R6年度)
9	道路維持管理事業	維持補修の面積	土木維持課	4,687.4㎡/年 (R元年度)	5,000㎡/年 (R9年度)
9	側溝等整備事業	側溝補修工事等の延長	土木維持課	297m/年 (R元年度)	300m/年 (R9年度)
9	河川維持事業	河川の護岸補修工事や水路の整備工事などの延長	土木維持課	75.3m/年 (R元年度)	100m/年 (R9年度)
10	住宅の耐震化率		建築住宅課	68% (R元年度末)	90% (R13年度末)
10	民間建築物の耐震化率	多数の者が利用する建築物	建築住宅課	66% (R元年度末)	80% (R13年度末)
10	民間建築物の耐震化率	耐震診断義務付け対象建築物	建築住宅課	33% (R元年度末)	概ね解消 (R13年度末)
10	市有施設の耐震化率	多数の者が利用する建築物	建築住宅課	93% (R元年度末)	100% (R13年度末)
10	市有施設の耐震化率	耐震診断義務付け対象建築物	建築住宅課	94% (R元年度末)	100% (R13年度末)
19	空家等対策推進事業	特定空家等認定件数	政策創造課	50件 (R2年度末)	20件 (R7年度)
19	空家活用支援	空家リフォーム件数	建築住宅課	24件 (R元年度末)	54件 (R6年度)
19	空家解体	空家解体件数	建築住宅課	252件 (R元年度末)	502件 (R6年度)
27	橋りょう維持補修事業	維持補修工事を行う橋りょう数	土木維持課	1橋/年 (R元年度)	2橋/年 (R9年度)
27	伊香保温泉融雪施設整備事業	融雪施設を整備する延長（累積）	土木維持課	59.6m (R元年度)	677m (R9年度)
28	被災建築物・被災宅地危険度判定体制の整備	被災建築物応急危険度判定コーディネーター数	建築住宅課	12人 (R2年度末)	13人 (R4年度末)
28	被災建築物・被災宅地危険度判定体制の整備	被災宅地応急危険度判定士登録者数	都市政策課	6人 (R2年度末)	6人 (R4年度末)
33	教育施設の長寿命化（小学校・中学校）	小中学校施設のトイレの洋式化率	教育総務課	53.5% (R元年度)	60% (R4年度)
40	生涯学習活動による地域づくり	生涯学習推進指導者養成講座・実施回数	生涯学習課	初級編6回/年 中級編6回/年 (R元年度)	初級編6回/年 中級編6回/年 (R6年度)